

議題 1

政策会議付議事案書（令和2年7月31日）

提案課名 消防総務課

報告者名 谷 和之

| | | |
|-----------|--|---|
| 事案名 | 秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約に関する協議について | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有</div> 資料 無 |
| 目的・必要性 | <p>秦野市及び伊勢原市における消防指令業務共同運用の実施については、本年4月14日の政策会議で方針決定されました。</p> <p>これを踏まえ、両市で具体的な運用を定める基本構想を策定しましたので、秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会を設置するため等の合意書を締結するとともに、地方自治法第252条の2の2に基づく協議会設置に向けた事務を進めるものです。</p> | |
| 経過・検討結果 | <p>令和2年4月14日 「消防指令業務の共同運用」 について政策会議にて方針決定</p> <p>〃 5月26日 「消防指令業務基本構想案」 について部長会議へ報告</p> <p>〃 6月23日 議員連絡会において「秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用基本構想（案）」 について報告するとともに、議員からの</p> <p>〃 7月29日 意見聴取並びに、パブリックコメントを実施</p> <p>〃 7月31日 「秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用基本構想」 策定</p> <p>※伊勢原市についても概ね同一のスケジュールで進行しています。</p> | |
| 決定等を要する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 秦野市及び伊勢原市における消防通信指令事務の共同運用に関する合意書を締結すること。（資料1のとおり） 2 秦野市及び伊勢原市において、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づく秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会を設置するに当たり、その規約を定めること。（資料2－3のとおり） | |
| 今後の取扱い | <p>令和2年8月中旬 秦野市及び伊勢原市における消防通信指令事務の共同運用に関する両市長による合意書の締結</p> <p>〃 9月 令和2年第3回市議会定例会に「秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約に関する協議について」 議案提出</p> <p style="padding-left: 20px;">※伊勢原市は9月4日の9月定例会最終日に議案提出予定</p> <p>〃 10月 秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会を設置し告示するとともに神奈川県知事へ協議会設置について届出</p> | |

添付資料：秦野市及び伊勢原市における消防通信指令事務の共同運用に関する合意書

資料1のとおり

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約に関する協議について

資料2-1のとおり

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議書

資料2-2のとおり

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約

資料2-3のとおり

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約に伴う規程等要約資料

資料3のとおり

秦野市及び伊勢原市における消防通信指令事務の共同運用に関する合意書

秦野市と伊勢原市（以下「関係市」という。）とは、消防需要に対する広域的な連携の強化、消防通信指令事務の高度化及び消防行政の効率化に当たり、共同消防指令センター、消防通信指令システム、消防救急デジタル無線設備等を共同で整備し、及び消防通信指令事務を共同で運用するため、次のとおり合意する。

- 1 関係市の長は、消防通信指令事務を共同で管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定による協議会を設置する。
- 2 関係市の長は、共同消防指令センターを秦野市曾屋757番地（秦野市消防本部内）に置く。
- 3 共同消防指令センター、消防通信指令システム、消防救急デジタル無線設備等の整備に要する経費（以下「整備経費」という。）は、関係市が負担する。
 - (1) それぞれの市が負担すべき整備経費の額は、人口割及び単独整備費割を基本とする。
 - (2) 共同運用に必要な設備等は、秦野市が主体となって整備を行うものとし、整備経費には、整備に付随して秦野市に生じる事務費を含める。
- 4 前項の規定にかかわらず、それぞれの市が個別に使用する設備等の整備に要する費用は、その機器等を使用する市が負担する。
- 5 消防通信指令事務に要する維持管理費は、関係市が負担するものとし、それぞれの市が負担すべき額は、人口割を基本とする。
- 6 伊勢原市は、負担する整備経費及び維持管理費を秦野市に納付する。
- 7 この合意書に定めのない事項又はこの合意書に関し疑義が生じたときは、関係市の長が協議して決定する。

この合意の証として本書2通を作成し、関係市の長が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約に関する協議について

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約を定めることについて、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により別紙のとおり協議するものとする。

令和2年9月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

秦野市及び伊勢原市における消防通信指令事務を共同して管理し、及び執行することを目的として、秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会を設置するに当たり、その規約を定めることについて協議するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約に関する協議書

秦野市と伊勢原市とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、協議による規約を別紙のとおり定め、秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会を設置するものとする。

この協議の成立を証するため、本書 2 通を作成し、秦野市長及び伊勢原市長が記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

秦野市長

伊勢原市田中 3 4 8 番地

伊勢原市長

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 協議会の組織（第 5 条－第 7 条）
- 第 3 章 協議会の会議（第 8 条－第 10 条）
- 第 4 章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第 11 条）
- 第 5 章 協議会の財務（第 12 条－第 14 条）
- 第 6 章 雑則（第 15 条－第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（協議会の名称）

第 1 条 協議会の名称は、秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市）

第 2 条 協議会は、秦野市及び伊勢原市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第 3 条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達に関する事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第 4 条 協議会の事務所は、秦野市曾屋 7 5 7 番地（秦野市消防本部内）に置く。

第 2 章 協議会の組織

（組織）

第 5 条 協議会は、会長、副会長及び委員 6 名により組織する。

2 会長には秦野市消防長を、副会長には伊勢原市消防長を充てる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定めた職にある者を充てる。

5 会長、副会長及び委員は、非常勤とする。

(協議会職員)

第6条 第3条の規定により協議会が管理し、及び執行する事務（以下「担当事務」という。）に従事する職員（以下この条において「協議会職員」という。）の定数及び関係市間の配分については、関係市の消防長が協議して定める。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の協議会職員をそれぞれの消防職員から選任する。

3 会長は、協議会職員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は協議会職員に職務上の義務違反その他協議会職員として適さない非行があると認めるときは、その職員が属する市の消防長に解任を求めることができる。

4 協議会職員は、関係市の職員の身分を併任するものとする。

(事務処理のための組織)

第7条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(会議)

第8条 会議は、担当事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、副会長及び委員（以下「副会長等」という。）の総数の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、会長及び副会長等の総数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した副会長等の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営について必要な事項は、会議で定める。

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第11条 協議会は、担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、

及び執行するときは、その事務に関する秦野市の条例、規則その他の規程

(以下「秦野市事務管理条例等」という。)を関係市の事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより行うものとする。

2 秦野市長は、秦野市事務管理条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ伊勢原市長と協議するものとする。

3 秦野市長は、秦野市事務管理条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかにその旨を伊勢原市長及び会長に通知するものとする。

第5章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第12条 担当事務に要する経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の長が協議により定める負担割合及び算出方法によるものとする。

3 伊勢原市は、前項の規定による負担金を秦野市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第13条 担当事務のために用いる財産は、関係市が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、その管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産を管理するときは、その管理に関する秦野市の条例、規則その他の規程(次項において「秦野市財産管理条例等」という。)を関係市の管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより行うものとする。

3 第11条第2項及び第3項の規定は、秦野市財産管理条例等の制定及び改廃について準用する。この場合において、「秦野市事務管理条例等」とあるのは「秦野市財産管理条例等」と読み替える。

(その他の財務に関する事項)

第14条 この規約に定めがあるもののほか、協議会の財務に関する手続は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところによる。

第6章 雑則

(事務処理の状況の報告)

第15条 関係市の長は、必要があると認めるときは、担当事務について会長に報告させ、又はその事務について調査視察することができる。

(協議会解散の場合の処置)

第16条 協議会が解散した場合における担当事務の承継及び協議会の事務執行のために整備した財産の処分については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第17条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和2年10月6日から施行する。

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約に伴う規程等要約資料

1 議案の要旨**(1) 趣旨**

複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防行政の効率化を図ることを目的に、本市と伊勢原市が、それぞれの市域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達に関する事務（以下「消防通信指令事務」という。）を共同で管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会を設置するに当たり、その規約を定めることについて両市において協議するため、議会の議決を求めるものです。

(2) 規約の内容

法第 252 条の 3（協議会の組織）及び第 252 条の 4（協議会の規約）に規定される、規約に定めるべき事項を規定した内容とし、主な規定内容は次のとおりです。

ア 協議会の名称（第 1 条関係）

協議会の名称は、秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とします。

イ 協議会を設ける市（第 2 条関係）

協議会は、秦野市及び伊勢原市（以下「関係市」という。）で設けます。

ウ 協議会の担任する事務（第 3 条関係）

協議会が管理し、及び執行する事務は、消防通信指令事務とします。

エ 協議会の事務所（第 4 条関係）

協議会の事務所は、秦野市曾屋 757 番地（秦野市消防本部内）とします。

オ 組織（第 5 条関係）

協議会の会長は、秦野市消防長の職にある者を充て、副会長は伊勢原市消防長の職にある者を充てます。なお、委員については、関係市の消防長による協議で定めた職にある者を充てます。

カ 協議会職員（第 6 条関係）

協議会が管理し、及び執行する消防通信指令事務に従事する職員（以

下「協議会職員」という。)の定数及び関係市間の配分は、関係市の消防長が協議して定めるものとし、協議会は固有の職員を有さないため、協議会職員は関係市の職員の身分と併任するものとします。

キ 関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行（第11条関係）
協議会が消防通信指令事務を管理し、及び執行する方法として、本市の条例、規則その他の規程を関係市の事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより処理するものとします。

ク 経費の支弁の方法（第12条関係）
協議会の経費は、関係市で負担するものとし、負担割合は関係市の長による協議で定めることとします。

ケ 財産の取得、管理及び処分の方法（第13条関係）
協議会は法人格を有さない地方公共団体間の共同執務組織であるため、固有の財産は有しません、したがって、協議会の運営に用いる財産は、関係市が協議して取得及び処分するものとし、その管理を協議会が行います。

コ 協議会の規定（第17条関係）
協議会の運営については、規約に定めるもののほか、必要な規程を設けることとします。

サ 施行日（附則関係）
令和2年10月6日から施行することとします。

2 規約に関係する協議書（参考）

規約では、協議会の委員、協議会職員の定数及び配分並びに協議会の経費負担割合について関係市の長又は消防長による協議書の締結により定めることとします。

(1) 規約第5条第4項の規定に基づく消防長協議書（協議会の委員）

協議会の組織は、会長1人、副会長1人及び委員6人の合計8人で組織することとし、委員は関係市の消防本部の課長級の職員で構成します。

また、この協議書の締結は、令和2年10月6日を予定しています。

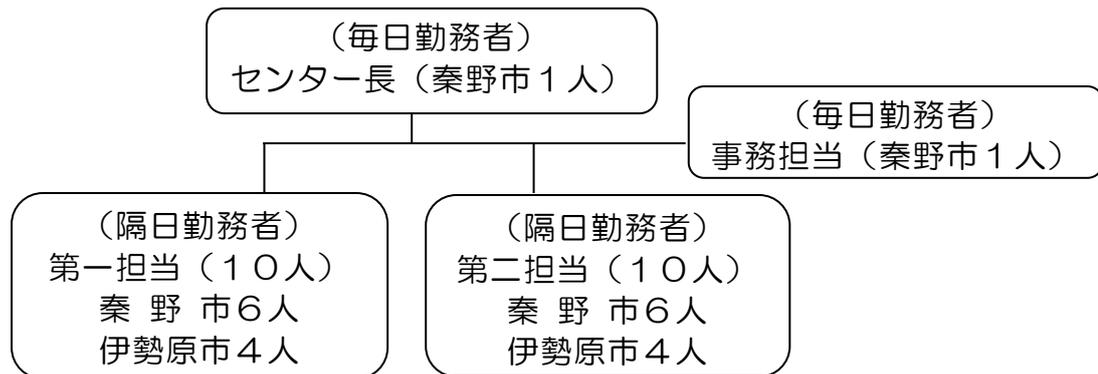
| 秦野市 | 伊勢原市 |
|--------|-------------|
| 消防総務課長 | 消防総務課長 |
| 情報指令課長 | 警備課情報指令担当課長 |
| 消防署長 | 消防署長 |

(2) 規約第6条第1項の規定に基づく消防長協議書（定数及び配分）

協議会へ派遣される職員については、定数を隔日勤務者20人と毎日勤務者2人の合計22人とし、配分については、関係市の人口比率によるものとし、秦野市から14人、伊勢原市から8人をそれぞれ派遣します。

また、この協議書の締結は、令和6年度中を予定しています。

【配置表のイメージ】



(3) 規約第12条第2項の規定に基づく市長協議書（経費負担割合）

消防通信指令事務を共同で管理し、及び執行するに当たり必要となる経費の負担に関する基本原則は、関係市の長が協議書の締結により定める負担割合及び算出方法によるものとします。

また、この協議書の締結は、令和2年10月6日を予定しています。

ア 整備に要する経費

共同消防指令センター、消防通信指令システム、消防救急デジタル無線設備等の整備に要する経費の2分の1を人口割（支出に係る会計年度の前年度10月1日現在における推計人口値）及び残りの2分の1を単独整備費割（消防防災施設整備費補助金の基準額）とします。

イ 更新、運用及び維持管理に要する経費

消防通信指令事務に要する維持管理費を人口割とします。

ウ 秦野市又は伊勢原市が個別に使用する設備等に要する経費

使用する市が全額を負担することとします。

3 規約に関係する規程（参考）

規約第17条では、協議会の運営について必要な規程を設けることができることとし、次の規程については、協議会の会議に諮り、議決を得た後に制定する予定です。

- (1) 秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会に係る経費の支弁に関する規程
規約第12条の規定に基づき経費の支弁の方法について定めるものとし、
主な規定内容は次のとおりとします。

ア 経費の内容

経費は、共同消防指令センター、消防通信指令システム、消防救急デジタル無線設備等の整備、更新、運用及び維持管理に要する費用とし、
秦野市又は伊勢原市が個別に使用する設備等に要する費用を除くものと
します。

イ 経費の負担割合

関係市の経費の負担割合は、関係市の長が締結する協議書によるもの
とし、その割合は上記2(3)に基づきます。

ウ 経費の負担予定額及び負担額

関係市が負担する経費の予定額は、見積書、事業計画書その他参考と
なる資料に基づき予算編成時期までに協議会で協議し、それぞれの市議
会で議決を得るものとします。

また、関係市が負担すべき経費の額は、会計年度ごとに協議会の協議
で決定します。

エ 請求及び納付の方法

秦野市は、伊勢原市の負担する経費について、会計年度内に2回に分
けて納付するように請求するものとします。

- (2) 秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会の運営に関する規程

規約第17条の規定に基づき協議会の運営に関して必要な事項について
定めるものとし、主な規定内容は次のとおりです。

ア 協議会職員の選任基準

協議会職員の選任基準として、消防通信指令事務に関する知識、技術
及び判断力を有し、かつ消防学校の教育訓練基準である救急科の過程を
修了し、及び陸上特殊無線技士の資格を有する者を選任するよう務める
ものとします。

イ 勤務時間、服务等

協議会職員の勤務時間は、秦野市の勤務時間を定めた条例、規則等の
規定を適用し、休日及び休暇、服務並びに福利厚生については、その職
員が所属する市の条例、規則等の規定を適用します。

ウ 給与等

協議会職員の給与、諸手当及び旅費は、その職員が所属する市の給与等を定めた条例、規則等の規定を適用します。

エ 共済組合、健康保険組合及び互助組織

協議会職員に係る共済組合、健康保険組合及び互助組織は、その職員が所属する市の加入によるものとします。

オ 災害補償

協議会職員の公務又は通勤による災害に係る認定請求手続又は補償請求手続は、その職員が所属する市が行うものとします。

議題2

政策会議付議事案書（令和2年7月31日）

提案課名 行政経営課 戸籍住民課
 報告者名 五味田直史 原田真智子

| | | |
|-----------|---|--------------|
| 事案名 | 窓口業務サービスの拡充及び見直しについて | ① 資料 無 |
| 目的・必要性 | <p>駅・公民館連絡所（以下「連絡所」という。）における住民票の写し等の諸証明の交付について、①市役所の閉庁日には取得できない証明がある、②駅連絡所における水曜日の夜間対応は取扱時間帯を他の曜日とずらしていることから分かりづらい状況となっています。そのため、令和3年1月から、コンビニ交付サービスの開始及びオープンシステムの導入等に伴い、上記の状況を改善し、連絡所におけるサービスの拡充を図ります。</p> <p>また、市民に対して連絡所やコンビニ交付サービスの利用を促すとともに、土日開庁日の設定を見直し、さらに、議会において要望が出ている死亡に伴う新たな窓口サービスの対応を開始するなど、窓口業務サービスのあり方を見直すものです。</p> | |
| 経過・検討結果 | <p>令和元年 7月 政策会議において、コンビニ交付の開始と窓口業務のあり方の見直しも含めた検討について決定</p> <p>〃 11月 土日開庁に関するWebアンケート（広報広聴課）を実施</p> <p>令和2年 2月 土日開庁に関する窓口利用者アンケートを実施</p> | |
| 決定等を要する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 連絡所における諸証明の交付について、年末年始を除く毎日（公民館は月1回の休館日を除く）対応できるようにすること。また、駅連絡所における水曜日夜間（夜8時まで）の取扱いを中止すること。 2 戸籍住民課に（仮称）おくやみ窓口を設置し運用を開始すること。 3 土日開庁日を、「第2土曜日を除く土曜日及び第2土曜日翌日の日曜日」から「第2土曜日及び第4日曜日」に変更すること。 <p>※ 窓口繁忙期は、開庁日を増やすなどの対応を行うこと。</p> | |
| 今後の取扱い | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年 8月11日 定例部長会議において報告 2 〃 17日 議員連絡会において報告 3 〃 9月以降 市HPや広報はだの、自治会組回覧等で市民等へ周知 4 令和3年 1月 見直しに沿った窓口サービスへの移行 5 〃 4月以降 コンビニ交付の利用状況を踏まえ連絡所機能の見直しについて検討 | |

窓口業務サービスの拡充及び見直しについて（新・現在 比較表）

資料

現 在

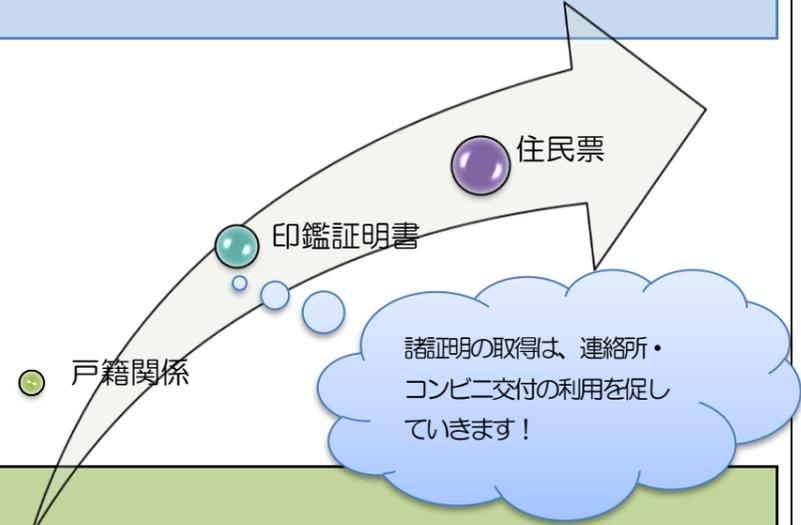
新（令和3年1月～）

曜日により取得できる諸証明の範囲や時間設定が分かりにくい

| 場所 | 曜日 | 時間 | 戸籍 関係 | 印鑑 証明 | 住民票・ 記載事項証明 | 住民票 除票 | 税務 証明 |
|------|---------|----------------------------|------------------|----------|----------------|------------------|------------------|
| 公民館内 | 月～金 | 8:30～17:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 駅 | 月～火 木～金 | 8:30～17:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 水（休日除く） | 11:30～17:00 17:00～20:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 全て | 土 | 8:30～17:00 | 市役所 開庁日 のみ | ○ | ○ | 市役所 開庁日 のみ | 市役所 開庁日 のみ |
| | 日 | 8:30～17:00 | 市役所 開庁日 のみ | ○ | ○ | 市役所 開庁日 のみ | 市役所 開庁日 のみ |

オープンシステムの導入と戸籍システムの稼働対応により、連絡所において諸証明が毎日取得可能！ 分かりやすい！

| 場所 | 曜日 | 時間 | 戸籍 関係 | 印鑑 証明 | 住民票・ 記載事項証明 | 住民票 除票 | 税務 証明 |
|----|---------------------|----------------|----------|----------|----------------|-----------|----------|
| 全て | 毎日 (年末年始・休館日を除く) | 8:30～ 17:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |



コンビニ交付サービス開始により早朝・夜間、市外でも諸証明が取得可能！

| 場所 | 曜日 | 時間 | 戸籍 関係 | 印鑑 証明 | 住民票 | 住民票 除票 | 税務 証明 |
|-------|----|----------------|----------|----------|-----|-----------|----------|
| コンビニ等 | 毎日 | 6:30～ 23:00 | × | ○ | ○ | × | ○ |

開庁日が分かりにくい
第2土曜日を除く土曜日 及び 第2土曜日の翌日の日曜日
 8:30～17:00（昼休み1時間除く）
 年間50回程度の開庁

- 戸籍住民課：諸証明の交付、住民異動届、印鑑の登録・廃止、戸籍届、マイナンバーカード交付など
- 資産税課：税務諸証明交付、償却資産の申告受け付けなど ●市民税課：原動機付自転車の登録・廃車など
- 債権回収課：市税収納業務、納税相談など ●国保年金課：国保加入・喪失、国民年金届出・免除申請など
- 障害福祉課：福祉タクシー券の交付、障害者手帳の申請など
- こども家庭支援課：母子健康手帳の交付、妊娠届出書の受付
- 高齢介護課：利用者負担限度額申請の受付、介護・要支援認定等の申請など
- 保育こども園課：保育所入所申請の受付（11月）

開庁日の設定を見直し 分かりやすい！
第2土曜日 及び 第4日曜日
 8:30～17:00（昼休み1時間除く）
 年間24回の開庁
 *窓口繁忙期（3月下旬～4月上旬）は、開庁日を増やすなどの対応を行います。
 *取扱件数の少ない課の対応を見直します。

新たなワンストップサービスの開始！

- ・戸籍住民課に窓口を設置します。
- ・事前予約制（土日開庁日も予約可）により待ち時間を緩和します。
- ・必要な書類を事前作成して手続きの負担を軽減します。

土曜日

土曜日

（新）窓口

政策会議付議事案書 (令和2年7月31日)

提案課名 まちづくり計画課 開発指導課
 報告者名 小谷 幹夫 澁谷 治

| | | |
|------------------|--|---|
| <p>事案名</p> | <p>秦野市まちづくり条例の見直し方針について</p> | <p style="text-align: right;">有</p> <p>資料 無</p> |
| <p>目的・必要性</p> | <p>本条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を定めるとともに、手続・基準その他必要な事項を定めて、本市の優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めることにより、都市像の実現に寄与することを目的としています。</p> <p>本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来や新東名高速道路の開通を控えるなか、土地利用調整のニーズが変化していることから、社会経済情勢の変化を的確に捉えた手続・基準等への見直しが必要となります。そのため、より時代に合った条例へとステップアップすることで、新総合計画で検討している新たな都市像の実現に寄与できるよう、本条例を見直すものです。</p> | |
| <p>経過・検討結果</p> | <p>1 経過</p> <p>平成12年7月1日 秦野市まちづくり条例(平成11年12月21日条例第19号)施行 平成12年～23年 関係法令の改正等に伴う一部改正 (計6回) 令和元年8月～ 現条例の課題や見直しの必要性について、関係各課と調整 令和2年2月～ 条例改正の方向性等について、関係各課の意見集約</p> <p>2 検討結果</p> <p>関係各課と条例全体に渡って見直しの必要性等を検証した結果、条例3本柱のうち「開発指導要綱の条例化による充実」について、社会経済情勢の変化を的確に捉えた手続・基準等に見直す必要が生じた。</p> | |
| <p>決定等を要する事項</p> | <p>秦野市まちづくり条例の見直し方針を別紙資料のとおり定めること。</p> | |
| <p>今後の取扱い</p> | <p>令和2年 8月 まちづくり審議会 (条例見直し方針) 令和3年 1月 政策会議 (条例改正案) まちづくり審議会 (条例改正案) " 3月 令和3年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出 関係課窓口及び市ホームページにより制度周知 令和3年度 条例施行 (改正内容に応じて施行日を別途調整)</p> | |

秦野市まちづくり条例 見直し方針（案）

令和2（2020）年7月

都市部まちづくり計画課・開発指導課

1 見直しにあたって

(1) はじめに

本市では、まちづくりの基本理念を定めるとともに、よりよい環境創出のための手続・基準その他必要な事項を定めて、本市の優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めることにより、本市の都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に寄与することを目的とした秦野市まちづくり条例（以下「本条例」という。）を制定し、より質の高いまちづくりを推進しています。

現在、令和3年度を始期とする新総合計画の策定を進めており、まちづくりに対する普遍的な基本理念のもと、新しい都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を定めることとしていることから、本条例についても見直しを行うものです。

(2) 目指すところ

本条例の施行以降、本格的な人口減少や少子・超高齢社会の到来、中心市街地の空洞化、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、地震や風水害などの大規模自然災害への備え、新型感染症対策など、本市を取り巻く社会経済情勢、市民の生活様式や価値観は大きく変化しています。

一方で、令和3年度には新東名高速道路の（仮称）秦野インターチェンジや（仮称）秦野SAスマートインターチェンジの開通が予定されるなど、新たな都市基盤の整備が進むことで、本市が飛躍する変革期が訪れ、市民の生活様式や価値観の多様化もますます進んでいくものと思われます。

このような中、豊かな自然環境を生かして市民とともに創ってきたまちを大切に守りながら、よりよいまちにして次世代に引き継ぐことができるよう、時代の変化に適切に対応した条例への見直しを目指します。

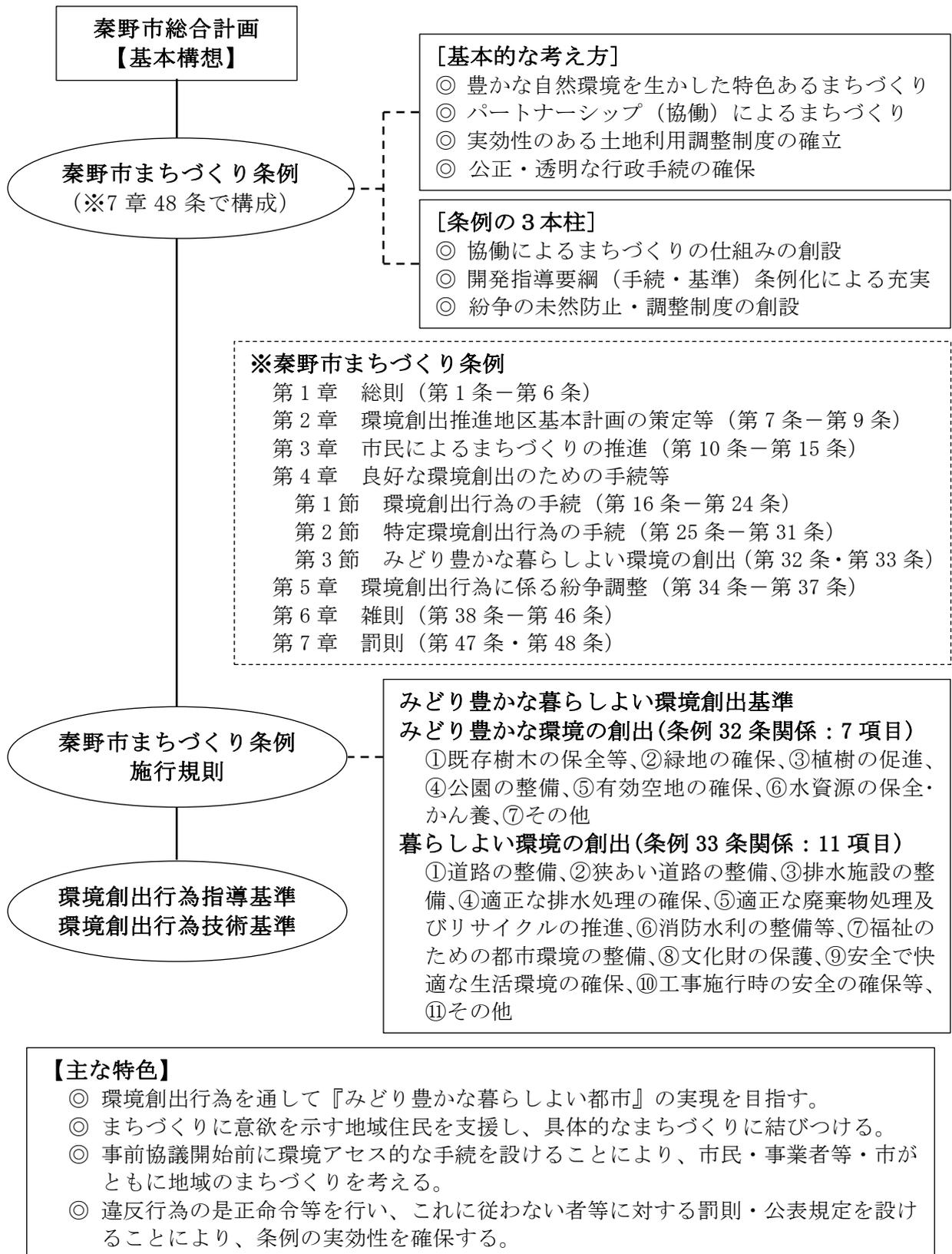
2 本条例の役割

(1) 制定経過

本市では、昭和47年に制定した開発指導要綱に基づき、開発行為等を行う事業者に対する指導を行っていましたが、平成8年に市街地における高層マンション建設計画と市街化調整区域における病院増床計画をめぐり、地域住民と事業者との紛争が生じ、その過程で、事業者が当時の開発指導要綱の手続を経ないで直接開発許可申請や建築確認申請をするといった、いわゆる「要綱飛ばし」が行われました。このような状況を受け、高層マンションや大型商業施設等が建設される都市の成長過程において秩序あるまちづくりを推進するには、開発指導要綱に定める手続・基準をより明確化するとともに効果的な指導が求められたことから、要綱の条例化が検討されました。

条例制定に当たっては、長期的な視点でのまちづくりへの取組みであることから都市マスタープランの策定と並行して検討され、「豊かな自然環境を生かした特色あるまちづくり」、「パートナーシップ（協働）によるまちづくり」、「実効性のある土地利用調整制度の確立」、「公正・透明な行政手続の確保」を基本的な考え方とし、「協働によるまちづくりの仕組みの創設」、「開発指導要綱の条例化による充実」、「紛争の未然防止・調整制度の創設」を3本柱とした条例として、平成11年12月に制定し、平成12年7月1日に施行したものです。

(2) 本条例の概要



(3) 本条例の運用状況

ア 協働まちづくりの仕組みの創設(第3章 市民によるまちづくりの推進)

(ア) 市民によるまちづくりへの支援(第10条)

まちづくりに取り組もうとする団体に対し、人的支援や技術的支援を基本に支援することにより、自ら考え行動する意識を育むための規定で、これまでに2地区の協議会を認定しています。

(イ) 地域まちづくり基本構想(第11条)

地域まちづくり協議会が策定した地域まちづくり基本構想を公表することにより、構想に基づく地域住民のまちづくりを推進するための規定で、これまでに2地区の基本構想を公表しています。

| 地区 | 協議会 | 基本構想 |
|-------------|---------|---------|
| 鶴巻温泉駅南口周辺地区 | 平成14年3月 | 平成15年8月 |
| 本町上宿地区 | 平成19年5月 | 平成21年1月 |

イ 開発指導要綱の条例化(第4章 良好な環境創出行為のための手続等)

(ア) 第1節 環境創出行為の手続(第16条-第24条)

環境創出行為をしようとする事業者に対して、市との事前協議を義務付けるとともに指導の根拠を定めるなど、事前協議の実効性を高めるための規定です。

条例制定前は、人口増加に伴い住宅開発が多く見られましたが、条例施行後は、横ばいから減少傾向で推移しています。

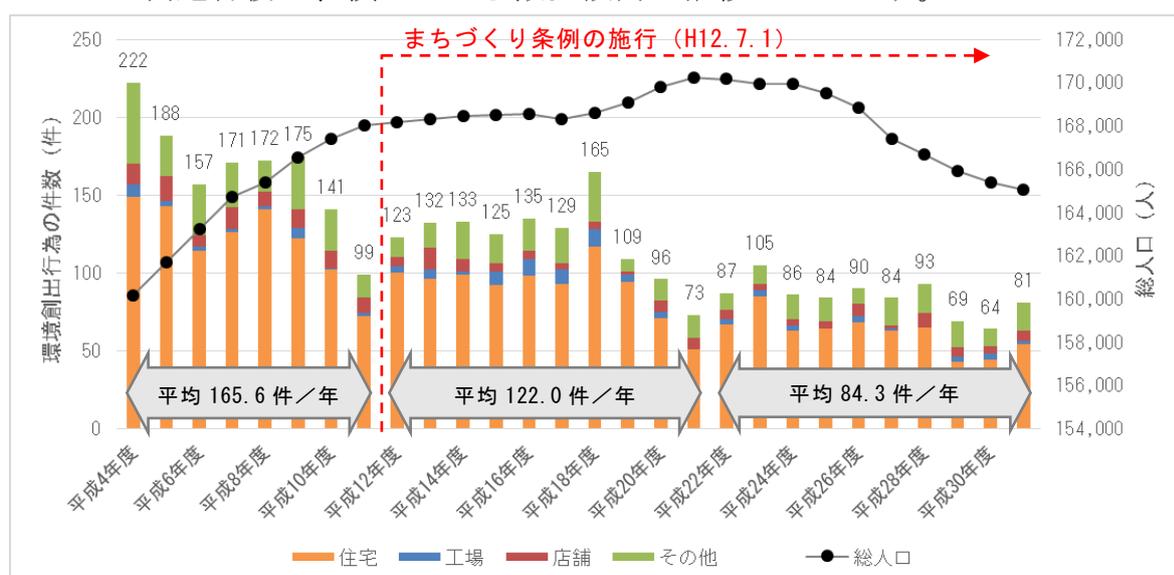


図1. 環境創出行為の件数の推移

(イ) 第2節 特定環境創出行為の手續（第25条－第31条）

一定規模以上の環境創出行為は、まちづくりに大きな影響を与えることから、事業者と市が事前協議を始める前に、市民、事業者及び市が地域の将来像やまちづくりへの影響等について、それぞれの責務に基づいて共に考える場を設けることにより、協働でより質の高いまちづくりに取組むための規定です。

条例施行後しばらくは、宅地分譲やマンション建設がありましたが、近年ではその他事業（福祉施設、墓園等）が主となっています。

また、該当要件では、市街化調整区域における3,000㎡以上の環境創出行為が半数を占めます。

表1. 年度別、目的別の特定環境創出行為件数

| 年度 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 住宅 | 1 | | 1 | | 2 | 2 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | 9 |
| 工場 | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | | 2 |
| 店舗 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 | | 2 |
| その他 | | 2 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | 1 | 1 | 2 | | 2 | | | | | 11 |
| 合計 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 24 |

表2. 該当要件別、目的別の特定環境創出行為件数

| 要件 | 市街化区域 10,000㎡以上 | 調整区域 3,000㎡以上 | 建築物高さ | 100戸以上 | 大規模又は 特定用途建築物 | 計 |
|-----|--------------------|------------------|-------|--------|------------------|----|
| 住宅 | 2 | 4 | 2 | 1 | | 9 |
| 工場 | 2 | | | | | 2 |
| 店舗 | 1 | | | | 1 | 2 |
| その他 | 2 | 8 | | | 1 | 11 |
| 合計 | 7 | 12 | 2 | 1 | 2 | 24 |

(ウ) 第3節 みどり豊かな暮らしよい環境の創出（第32条・第33条）

みどり豊かな（第32条）暮らしよい（第33条）環境を創出するため、環境創出行為をしようとするときに基準となる基本項目を事業者に示す規定です。

本条例は手續条例であることから、都市像の実現に必要とされる事

項のうち、都市計画法、建築基準法その他関係法令で空白となっている事項を補完する一定の基準に基づき、事業者と市が事前協議したうえで工事着手できるといった一連の手続を定めたものです。

公園、緑地、プレイロット整備によるみどりの創出のほか、道路の整備、ごみ収集場所や駐車場の確保等、都市像の実現に一定の効果を上げています。

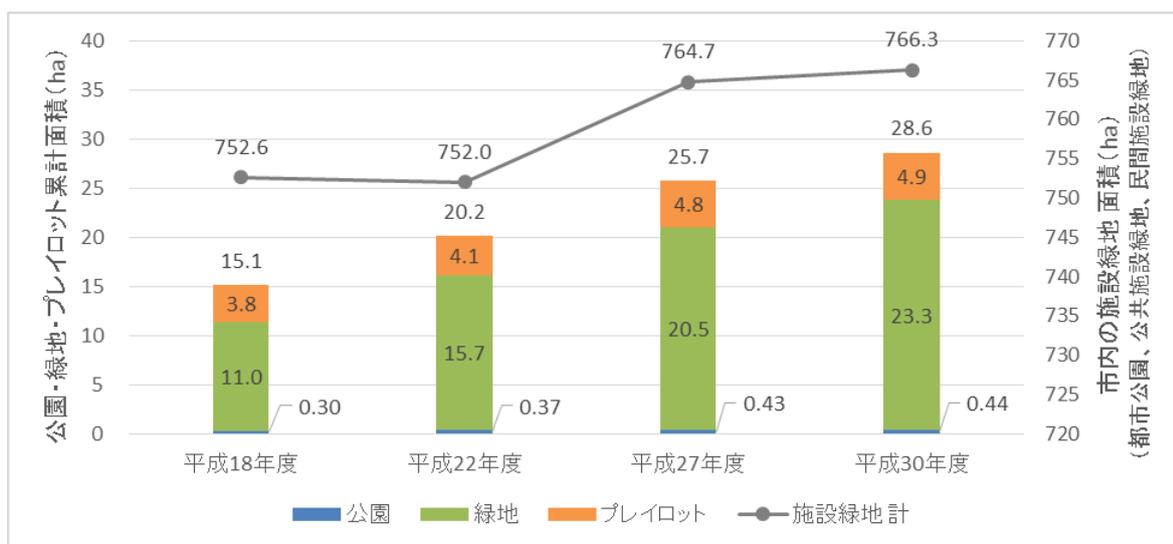


図2. 条例等により整備した公園、緑地、プレイロット面積の推移（累計）

ウ 紛争の未然防止・調整制度の創設（第5章 環境創出行為に係る紛争調整）

(ア) あっせん（第34条）

環境創出行為に起因した、市民と事業者との間に生じる紛争の解決を図ろうとする規定です。あっせんは紛争調整相談員が行い、調停はまちづくり審議会（紛争調停専門部会）が行います。あっせんの実績は次のとおりです。

| 年 度 | 該当事業 | 回 数 |
|--------|--------------|-----|
| 平成14年度 | 河原町マンション建設事業 | 2回 |
| 平成15年度 | | 2回 |
| 平成19年度 | 寿町マンション建設事業 | 3回 |
| 平成20年度 | 尾尻分譲地造成事業 | 2回 |

(イ) 調停（第35条）

これまでに、調停に至った事例はありません。

3 見直しの必要性

条例3本柱のうちの「協働によるまちづくりの仕組みの創設」については、鶴巻温泉駅南口地区では地区計画により、本町上宿地区では壁面後退や建物用途の誘導により、良好なまち並みの形成が進められています。また、「紛争の未然防止・調整制度の創設」については、高層マンションや大規模住宅地の計画に伴うあっせんの事例はあるものの、調停に至った事例は無いこと、事業実施後においても問題が生じていないことなどから、これらの制度は適正に機能しており、今後も必要な制度です。

しかし、「開発指導要綱の条例化による充実」については、条例制定当時の時代背景から事業者にとって多くの制約が課せられていることから、民間の開発計画を立案する段階で規模の縮小や計画の取りやめなどが検討されるなど、民間投資及び土地利用の誘導を妨げる要因となることがあります。

無秩序な開発を抑制することを土地利用調整の主な目的とした時代から、まちづくりの秩序は保ちながら、災害リスク、環境共生、地域の魅力向上等も勘案した土地利用の質的向上が求められる時代へと変化しています。また、企業にあっては、利益の追求だけでなく社会的責任が求められるなど、企業経営のあり方にも変化が生じています。

新東名高速道路の開通を目前に控えるなか、災害リスクや環境に対する意識の高まりや社会の価値観の変化等を踏まえ、民間投資及び土地利用を適正に誘導し、小田急4駅周辺のにぎわい創造や、新東名・246バイパスの最大活用に寄与するためには、社会経済情勢の変化を的確に捉えた手続・基準等への見直しが必要になります。

4 見直しにあたっての基本的な考え方

本市の都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」は、昭和52年に定められたもので、40年以上が経過しています。この都市像や本条例を定めた当時と比較すると、社会経済情勢をはじめ、市民の生活様式や価値観も大きく変化しています。

このような中、令和3年度を始期とする新総合計画の策定にあたっては、市民憲章の理念のもと、市民意識や社会経済情勢の変化を踏まえ、現在の都市像をベースとしながらも、より時代に合った都市像へとステップアップすることを検討しています。

そのため、本条例についても同様に、より時代に合った条例へとステップアップすることで新たな都市像の実現に寄与できるよう、「第4章 良好な環境創出行為のための手続等」を中心に、次の視点で見直しに取組みます。

(1) 豊かな自然と共生する特色あるまちづくり

本市の豊かな水とみどりは、昔も今も変わらず、市民にとって暮らしよい環境を実現するうえで重要な要素となっています。そのため、現在の社会情勢下における水資源や公園・緑地のあり方等について、検討していきます。

(2) 市民、事業者、行政が共に力を合わせて創るまちづくり

市民の生活様式や価値観、事業者の社会的責任等を踏まえ、時代のニーズに合った制度となるよう検討していきます。

(3) にぎわい、活力に寄与する土地利用調整制度

環境創出行為の件数が減少傾向にあるなか、民間投資及び土地利用を適正に誘導し、にぎわいや活力の創造に寄与できる制度となるよう検討していきます。

(4) 公正・透明で合理的な行政手続

将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、より効率的かつ合理的な制度となるよう検討していきます。

5 今後の進め方

社会経済情勢の変化を的確に捉えた制度となるよう、本条例を運用する関係各課等と認識を共有しながら、次のとおり検討を進めていきます。

| | | |
|-------|-----|--|
| 令和2年 | 8月 | まちづくり審議会（条例見直し方針） |
| 令和2年 | 12月 | 総合計画基本構想の策定 |
| 令和3年 | 1月 | 政策会議（条例改正案） まちづくり審議会（条例改正案） |
| 〃 | 3月 | 令和3年第1回市議会定例会に条例改正議案を提出 関係課窓口及び市ホームページにより制度周知 |
| 令和3年度 | | 条例施行（改正内容に応じて施行日を別途調整） |